

公園緑地小委員会の議事運営について（案）

公園緑地小委員会（以下、「小委員会」という。）の運営については、社会資本整備審議会令及び同運営規則に準じて、次のとおり進めることとする。

記

- 1．小委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2．委員長は、議事運営を行う。
- 3．委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 4．小委員会は、委員長が招集する。
- 5．小委員会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6．そのほか、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、随時定める。

以上